

①

当に知るべし是よりも大事なる事の一箇浮提の内に出現すべきなりと勘えて立正安国論を造りて最明寺入道殿に奉る、彼の状に云く詮取此の大瑞は他国より此の国をほろぼすべき先兆なり、禪宗・念仏宗等が法華経を失う故なり、彼の法師原が頸をきりて鎌倉ゆめの浜にすてずば国正に亡ぶべし等云云、其の後文永の大彗星の時は又手ににぎりて之を知る、去文永八年九月十二日の御勘気の時重ねて申して云く予は日本国の棟梁なり我を失うは国を失うなるべしと今は用いまじけれども後のためにとて申しにき、又去年の四月八日に平左衛門尉に対面の時蒙古国は何比かよせ候べきと問うに、答えて云く経文は月日をささず但し天眼のいかり頻りなり今年をばすくべからずと申したりき、是等は如何にして知るべしと人疑うべし予不肖の身なれども法華経を弘通する行者を王臣人民之を怨む間法華経の座にて守護せんと誓をなせる地神いかりをなして身をふるひ天神身より光を出して此の国をおどす、いかに諫むれども用いざれば結局は人の身に入つて自界叛逆せしめ他国より責むべし。」

問うて云く此の事何たる証拠あるや、答う経に云く「悪人を愛敬し善人を治罰するに由るが故に星宿及び風雨皆時を以て行わず」等云云、「夫れ天地は国の明鏡なり今此の国に天災地天あり知るべし国主に失ありと云う事を鏡にうかべたれば之を諍うべからず国主・小禍のある時は天鏡に小災見ゆ今の天災は当に知るべし大禍ありと云う事を、仁王経には小難は無量なり中難は二十九・大難は七とあり此の経をば一には仁王と名づけ二には天地鏡と名づく、此の国主を天地鏡に移して見るに明白なり、又此の経文に云く「聖人去らん時は七難必ず起る」等云云、当に知るべし此の国に大聖人有りと、又知るべし彼の聖人を国主信ぜずと云う事を。」

〔法蓮抄〕 御書一〇五三ページ

②

問うて云くなにもつてか此れを信ぜん、答えて云く最勝王経に云く「悪人を愛敬し善人を治罰するに由るが故に星宿及び風雨皆時を以て行われず」等云云、此の経文のごときんば此国に悪人のあるを王臣此れを帰依すという事疑いなし、又此の国に智人あり国主此れをにくみてあだすという事も又疑いなし、又云く「三十三天の衆威忿怒の心を生じ変怪流星墮ち二の日俱時に出で他方の怨賊来りて国人喪乱に遭わん」等云云、すでに此の国に天変あり地天あり他国より此れをせむ三十三天の御いかり有ること又疑いなきか、仁王経に云く「諸の悪比丘多く名利を求め國王太子王子の前に於て自ら破仏法の因縁破国の因縁を説く其王別ずして信じて此語を聴く」等云云、又云く「日月度を失い時節反逆し或は赤日出で或は黒日出で二三四五の日出で或は日蝕して光無く或は日輪一重二重四五重輪現ず」等云云、「文の心は悪比丘等・国に充滿して國王・太子・王子等をたほらかして破仏法・破国の因縁をとかば其の国の王等此の人いたほらかされてをぼすやう、此の法こそ持仏法の因縁・持国の因縁とをもひ此の言ををさめてをこなうならば日月に変あり大風と大雨と大火等出来し次には内賊と申して親類より大兵乱おこり我がかたうどしぬべき者をば皆打ち失いて後には他国にせめられて或は自殺し或はいけどりにせられて或は降人となるべし是れ偏に仏法をほろぼし国をほろぼす故なり」

〔撰時抄〕、御書二八五ページ

③

問うて云く第二の文永八年九月十二日の御勘気の時はいかにとして我をそんせば自他のいくさをこるべしとはしり給うや、答う大集経十に云く「若し復諸の刹利國王諸の非法を作し世尊の声聞の弟子を惱亂し若しは以て毀罵し刀杖をもて打斫し及び衣鉢種種の資具を奪い若しは他の給施に留難を作す者有らば我等彼をして自然に卒に他方の怨敵を起さしめ及び自界の国土にも亦兵起り飢疫飢饉非時の風雨鬪諍言訟譏謗せしめ、又其の王をして久しからずして復当に己れが国を亡失せしむべし」等云云、夫れ諸経に諸文多しといえども此の経文は身にあたり時にのぞんで殊に尊くをほうるゆへにこれをせんしだす、此の経文に我等とは梵王と帝釈と第六天の魔王と日月と四天等の三界の一切の天竜等なり、此等の上主・仏前に詣して誓つて云く「仏の滅後・正法・像法・末代の中に正法を行ぜん者を邪法の比丘等が国主にうったへば王に近きもの王に心よせなる者・我がたつとしとをもう者のいうことなれば理不尽に是非を糾さず・彼の智人をさんざんとはぢにをよばせなんどせば、其の故ともなく其の国にわかに大兵乱・出現し後には他国にせめらるべし其の国主もうせ其の国もほろびなんぞとてかかれて候、

〔撰時抄〕、御書二八八ページ